

令和6年度 鳥取県会計年度任用職員（森林保全巡視指導員）採用試験募集案内

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課（本庁舎2階）
〒689-4503 日野町根雨 140-1 電話 0859-72-2017

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格発表日

受付期間	令和6年4月22日（月）から令和6年5月2日（木）まで ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分から午後5時15分 （土・日・祝日を除く。） ◎郵送の場合は受付期間最終日までに到着したものに限り受け付けます。 ◎インターネットによる申込みはできません。
試験日時	令和6年5月8日（水） ◎筆記試験開始時刻 午後2時（午後1時40分から開場） ◎人物試験開始時刻 午後2時30分から（予定）
試験会場	鳥取県西部総合事務所日野振興センター（日野町根雨 140-1） 【筆記試験会場】 日野振興センター 本庁舎2階 第2会議室 【人物試験会場】 日野振興センター 会議室棟2階 中会議室
試験結果発表日	令和6年5月13日（月）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・業務内容・配属先

職種	鳥取県会計年度任用職員（森林保全巡視指導員）
採用予定者数	1名
業務内容	森林の巡視活動（森林の違法伐採や不法投棄等の未然防止、森林の適正管理）
配属先	鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課 （鳥取県日野郡日野町根雨 140-1）

3 受験資格

- 年齢・性別を問いません。
- 必要な資格、免許等
運転免許証（普通自動車）を取得し、かつ取得後1年以上経過していること。
- 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和6年5月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4 試験内容

試験種目	配点	内容
筆記試験	40点	一般常識、森林・林業、地図判読等業務上求められる知識を確認するための筆記試験（15分）
人物試験	60点	個別面接による人物についての口述試験（10分程度）

※人物試験の順番は申し込み順とします。

5 任用期間 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで（予定）

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 経験年数に応じて 日額8,130円～9,570円 ※県一般職の給料月額の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.16月（6月期1.08月分、12月期1.08月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて基礎額に所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和6年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100）</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、1月当たり、使用距離に応じて月額1,600円から50,100円までの額に1箇月の通勤回数を乗じて21で除した額（※12/21を上限とする。）を支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。</p>
福 利	公務災害補償の対象となります。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	1か月12日以内 年間88日（予定） 午前8時30分から午後5時15分まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。

7 受験申込手続

申込方法	封筒に「会計年度任用職員（森林保全巡視指導員）応募」と記載の上、顔写真を貼付した履歴書（市販の様式）1部を受付期間内に申込先へ持参又は郵送により提出してください。 郵送の場合は、受付期間最終日までに到着したものに限り受け付けます。
申込先 問い合わせ先	〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課 電話0859-72-2017（担当：保木本）
受験票	受験票は交付しません。 筆記試験開始時刻の10分前までに筆記試験会場へ集合してください。

8 合格者の決定方法等

- (1) 筆記試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に合格者、補欠合格者を決定します。
ただし、各試験の得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。
- (2) 補欠合格者
補欠合格者は、令和6年度鳥取県会計年度任用職員（森林保全巡視指導員）補欠合格者名簿に登録します。

補欠合格者は、合格者の採用辞退又は取消等による場合や補欠合格者名簿の登録有効期間内で欠員が発生した場合に順次採用します。

[補欠合格者名簿登録有効期間] 令和6年5月31日まで

※採用にあたっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行いますので、連絡がとれない場合は採用されないこともあります。

9 合格者の発表

試験結果の発表については、受験者全員に書面で通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年者の場合は法定代理人も可）が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	合格発表日から1か月	鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課

11 試験に関する注意事項

(1) 試験当日は、筆記試験開始時刻の10分前までに必ず筆記試験会場に入室してください。

(遅刻者は受験できません。)

(2) 受験の際は、運転免許証等写真により受験者本人が確認できるもの及び筆記用具（HB又はBの鉛筆、ボールペン、消しゴム）を持参してください。

(3) 敷地内は全面禁煙です。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、可否の通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

13 試験会場案内

鳥取県西部総合事務所日野振興センター（JR根雨駅より徒歩約2分）

